

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より海岸事業1箇所及び河川事業3箇所及び土地区画整理事業1箇所の再評価に係る審査依頼を受けた。

また、平成17年10月26日に開催した平成17年度第6回委員会において、県より水源森林総合整備事業1箇所の事後評価に係る審査依頼を受けた。

同第6回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

（1）海岸事業【再評価対象事業】

19番 五ヶ所港海岸（中津浜浦地区）〔三重県の事業〕

19番については、平成8年度に事業着手しおおむね10年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、次の点について説明が不足しており事業継続の妥当性を判断できなかった。

- 一、事業採択当時の投資効果の考え方
- 一、周辺の海岸利用者現況数及び計画施設との競合の考え方
- 一、利用予測者数が20,000人と想定する根拠
- 一、駐車場及びトイレなどの施設整備計画の費用を含む概要説明
- 一、維持管理費の客観的根拠
- 一、海水浴場の競合性を踏まえた利用者予測
- 一、当該計画における生態系へ配慮した事項
- 一、現状と比較して事業完了後に変化する水質（透明度）の論理的かつ定量的な影響
- 一、利用者予測に基づくアクセス道路の考え方

したがって、これらを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

(2) 河川事業【再評価対象事業】

1 7 番 二級河川相川 広域基幹河川改修〔三重県の事業〕

1 8 番 一級河川名張川 広域一般河川改修〔三重県の事業〕

1 1 2 番 準用河川朝明新川 統合流域防災事業〔四日市市の事業〕

1 7 番、1 8 番については、平成 3 年度に事業着手し平成 1 2 年度及び平成 1 3 年度に再評価を行いその後おおむね 5 年を経過して継続中の事業である。

1 1 2 番については、平成 3 年度に事業着手し平成 1 2 年度に一度再評価を行いその後おおむね 5 年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、1 7 番、1 8 番については事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、1 8 番については、名張川における過去の災害実績を調査するなど、護岸の必要な箇所を十分精査のうえ極力コスト縮減に努めるよう求めるものである。また、工期については、現計画から延期の可能性が否定できないと考えられた。したがって、計画期間の考え方について整理の上、年度内に改めて説明されたい。

1 1 2 番については、次の点について説明が不足していたため事業継続の妥当性を判断できなかった。

一、多自然型工法の必要性及び経済性を含めた現計画断面の妥当性

一、直近の土地開発と河川計画との整合性

したがって、これらを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

(3) 土地区画整理事業【再評価対象事業】

1 1 3 番 津駅前北部地区〔津市の事業〕

1 1 3 番については、平成 8 年度に事業着手しおおむね 1 0 年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、次の点について説明が不足していたため事業継続の妥当性を判断できなかった。

一、商業業務拠点と歴史的環境保全を踏まえた街の将来ビジョン

一、道路の配置及び幅員の決定根拠

一、下部田垂水線の実現性

一、施工前の用途別状況及び当事業の土地利用計画

一、資金回収の考え方

一、住民検討委員会の構成メンバー

したがって、現況写真を含めこれらを説明できる資料を待って再審議とする。

(4) 水源森林総合整備事業【事後評価対象事業】

5 0 1 番 安芸郡美里村大字桂畑

5 0 1 番については、平成 4 年度に事業着手し平成 1 0 年度に一度再評価を行い平成 1 1 年度に完了した事業である。

審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

ただし、事業効果の検証を可能な限り実施し費用便益計算の妥当性を県民に定量的な説明をできるよう努められたい。